

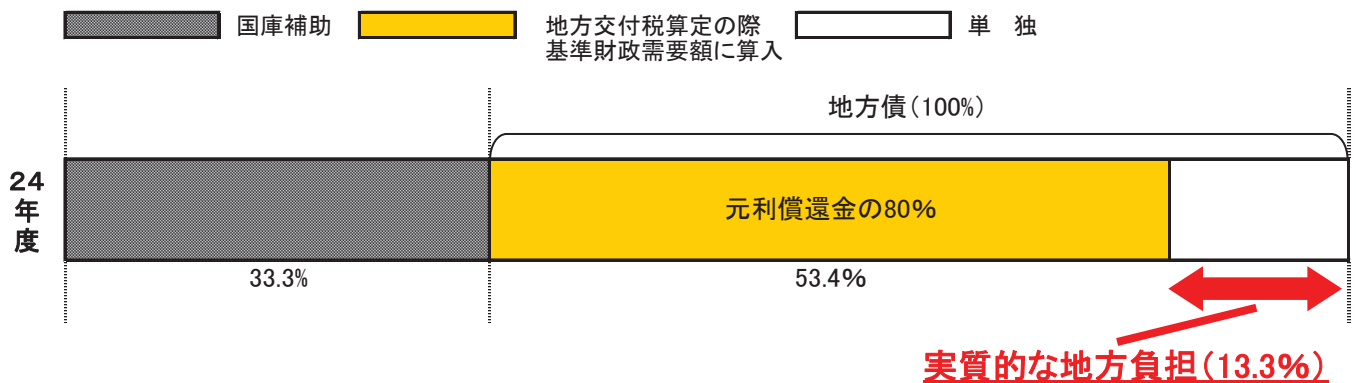
非構造部材の耐震対策に係る財政支援制度について

公立学校施設

- (1) 事業名
学校施設環境改善交付金 防災機能強化事業
- (2) 対象施設
公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校
- (3) 算定割合等
算定割合：1／3 下限額：400万円～上限額：2億円
- (4) 対象事業
建築非構造部材の耐震化工事
 - ・外壁、建具、間仕切り等の剥落・落下防止工事
 - ・天井材、照明器具等の落下防止工事
 - ・設備機器の移動・転倒防止工事 等

<参考：防災機能強化事業（非構造部材の耐震対策）に係る財源内訳（平成25年度）>

全国防災事業債を活用した場合



その他の交付金制度

社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）【国土交通省】

対象施設：幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、
高等専門学校、大学

* 地方公共団体が行う事業及び補助する事業が対象

算定割合：1／3（避難所の場合）など

対象事業（効果促進事業として）

- ・学校の非構造部材のみの耐震化
- ・学校の非構造部材のみの点検、調査、設計

* 建物の耐震対策と一体で実施する場合には、基幹事業の対象にもなり得る。